

令和2年度社会福祉法人指導監査結果概要

社会福祉法人指導監査の実施にあたっては、平成30年4月に一部改正された「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施した。

なお、令和2年度は新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、豊橋市内の保育園・こども園を運営する社会福祉法人に限定して監査を実施した（保育園・こども園は施設監査を毎年実施するため、同時に法人監査を実施した）。

令和2年度に社会福祉法人に対して実施した指導監査の結果概要については、以下のとおりである。

【指導監査を実施した法人数】

（括弧書きは令和元年度実績）

対象法人内訳	実施 ※【】は当初予定	左のうち 文書指摘あり	継続監査が 必要な法人
A. 前年度及び前々年度指導監査未実施法人 （3年周期）	10【21】 （－）	4 （－）	0 （－）
B. 前年度指導監査で文書指摘があり、改善状況の 確認が必要と判断した法人	1【8】 （21）	1 （19）	1 （8）
C. 設立されてから3年以内の法人	－ （－）	－ （－）	－ （－）
D. 県より移管されてから3年以内の法人	－ （－）	－ （－）	－ （－）
計	11【29】 （21）	5 （19）	1 （8）

【文書指摘事項の件数】

（括弧書きは令和元年度実績）

指導監査実施法人	文書指摘事項件数	文書指摘事項なしの法人
(A+B) 11法人 (21法人)	10件 (53件)	6法人 (2法人)
(R1のB比較) 1法人(21法人)	1件 (53件)	0法人 (2法人)

【上記以外で一般（随時）監査を実施した法人】

法人名	監査種別
桃源堂福社会	一般（随時）

【ガイドラインに基づき区分した主な文書指摘事項】

I 法人運営について

- ・ 計算書類については、不足なく理事会及び評議員会の承認を受けること。(2件)
- ・ 法令に基づき、理事のうちには「施設の管理者」として園長を選任すること。(1件)
- ・ 評議員会の日時および場所等が理事会の決議により定められていないため、適正に決議を求めたうえで定めること。(1件)
- ・ 役員選任にあたっては、再任の場合も評議員会の議案とし、候補者ごとに決議を行うこと。(1件)
- ・ 監事監査報告書について、理事の職務の遂行に関する事項が記載されていないため、適正な報告書を作成すること。(1件)
- ・ 理事会の決議を省略する場合は、理事全員の同意を得ること。(1件)
- ・ 理事会の決議を省略する場合でも議事録を作成すること。(1件) (小計8件)

II 事業について

文書指摘事項なし

III 管理について

- ・ 固定資産を修繕した際に除却処理したことにより貸借対照表が誤っていることから、令和2年度決算において過年度修正を行い、適正な計算書類にすること。(1件)
- ・ 国庫補助金等特別積立金の計上誤りにより貸借対照表も誤っていることから、令和2年度決算において過年度修正を行い、適正な計算書類にすること。(1件) (小計2件)